

2025年 運輸安全マネジメントへの取り組みについて

株式会社バスウェイは、輸送の安全を確保することが最も重要であることを自覚し、以下のとおり、経営トップから全社員が一丸となって、絶えず輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1-1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、輸送の安全について次のとおり基本的な方針を定め、全社員に十分周知させます。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場に於ける安全に関する声には真摯に耳を傾ける等、現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

1-2. 輸送の安全に関する重点施策

当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、下記の事項を実施いたします。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有致します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。

2. 輸送の安全に関する目標(今年度の目標と前年度の目標達成状況)

(1) 2025年度の目標

今年度は「有責事故ゼロ」を目標とします。

(2) 2024年度の目標達成状況

「有責事故ゼロ」が目標でしたが、残念ながら有責事故2件起こしてしまいました。

(参考) 2023年度…1件 2022年度…1件

3. 事故統計(自動車事故報告規則第2条の規定によって届け出義務のある事故)

- ① 2024 年度 加害事故 0 件 (参考)2022 年度…0 件 2023 年度…0 件
- ② 2024 年度 被害事故 0 件 (参考)2022 年度…0 件 2023 年度…0 件

4-1. 輸送の安全に関する予算投資額

2025 年度安全関連投資予算額		53,489,720 円
① 新車両(三菱エアロバスハイデッカ)購入		48,000,000 円
② 車両整備		5,248,520 円
③ 車外警報装置「安全くん」導入 2 両		138,000 円
④ 路肩灯交換(LED 高輝度タイプへ) 2 両 4 個		35,000 円
⑤ 脳 MRI 受診(東京バス協会助成金活用) 1 名		17,000 円
⑥ 自動車安全運転センター研修 1 名		51,200 円

4-2. 輸送の安全に関する投資実績

前年 2024 年度安全関連投資実績額		12,351,139 円
① 車両整備		7,521,139 円
② 自走式洗車機導入		4,830,000 円

5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

[組織図\(別頁\)](#) [緊急連絡図\(別頁\)](#)

6-1. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成すべく次の通り輸送の安全に関する計画を策定しました。

(1) 乗務員研修・教育計画

- ① 今年度も、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第 1676 号)に基づく 13 項目のテーマを定めた事故防止対策会議を年 2 回以上開催し、安全意識の向上を計ります。
- ② 冬季期間の安全運行を目指し、冬シーズン前には雪道走行訓練とタイヤチェーン装着訓練を実施します。また東京バス協会主催の「冬季走行研修 in 北海道」が実施される場合には乗務員を参加させます。

(2) 管理者教育計画

- ① 運行管理者 3 名が、運行管理者一般講習を受講します。
- ② 管理職の資質向上および意識の共有を図るため、隨時社内研修等を実施します。

(3) 事故防止運動等

全社的に年3回の交通安全運動を実施します。

- ① 春の全国交通安全運動 4 月 6 日(日)～15 日(火)
- ② 秋の全国交通安全運動 9 月 21 日(日)～30 日(火)
- ③ 年末年始輸送安全総点検 12 月 10 日(水)～2026 年 1 月 10 日(土)

(4) 車両・設備の点検整備・更新計画

当社には自社工場はありませんが、乗務員による日常点検のほか関東バス株式会社整備センター様及び南関東日野自動車新狭山・朝霞支店様、南関東ふそう所沢支店様、アサイ自動車等と提携し、法定点検・車検整備を完全履行しています。

消耗部品の交換は東京・関東バス様とほぼ同じ基準による早目の交換を行い、予防整備を心掛けております。

今年度は、最新の安全性能を備えた新車(三菱ふそうエアロバスハイデッカ)を1両導入する予定です。(昨年度より車種変更のうえ繰越し)

6-2. 輸送の安全に関する実績

(1) 乗務員教育・研修実績

① バスウェイ事故防止対策安全会議

2024年 4月12日(金)	於車庫 14:00~15:30 8名出席	○告示のテーマ・I.バスを運転する場合の心構え/II.バスの運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項/○2024年度安全運転目標について/○お願い・血圧測定最低週1回・SAS測定最低月1回・ヒヤリット発生は速やかに報告を/○火災時避難誘導・消火器訓練/○非常時急ブレーキ・非常口避難誘導・脱出訓練/○質疑応答
2024年 4月15日(月)	於新座消防署 10:00~12:00 5名出席	○座学 1.救命処置の流れ/2.救命処置の手順/○訓練器具を使って実習/OAED使用訓練
2024年 5月7日(火)	於実踏訓練車内 6:00~17:00 5名出席	○日光実踏訓練/○2024年度輸送安全マニュアルについて/○告示のテーマ・VI.運行路線・経路における道路・交通情報の把握/VII.危険の予測及び回避/○梯団走行について/○日常業務に関する質疑応答/○入庫後非常時急ブレーキ訓練
2024年 7月5日(金)	於車庫 13:00~15:00 8名出席	○告示のテーマ・V.旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項/○ドライバ活用教育(ヒヤリット1件映像視聴)/○危険の予測回避【日光実踏危険個所共有】/○事務所からのお願い/○全国安全週間について/○日常業務に関する質疑応答/○非常時急ブレーキ訓練/
2024年 9月14日(土)	於車庫 11:30~14:30 8名出席	○告示のテーマ・IX.交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法/○ドライバ活用教育・ヒヤリット1件映像視聴/○労働基本法講座:2024.4バス運転者改善基準告示について/○9/21~9/30秋の全国交通安全運動実施について/○10/1~10/7全国労働衛生週間にについて/○11/9~11/15秋の全国火災予防運動実施について/○日常業務に関する質疑応答/○非常時急ブレーキ訓練/
2024年 12月2日(月)	於車庫 13:30~15:30 7名出席	○告示のテーマ・IV.乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項/○整備管理者講習受講内容について/○運行管理者研修受講内容について/○ドライバ活用教育(ヒヤリット映像3件視聴)/○12/10~1/10年末年始輸送安全総点検実施について/○他社周代事故及び安全情報報告/○洗車機導入について/○その他/○日常業務に関する質疑応答/○非常時急ブレーキ訓練
2025年 2月5日(水)	於車庫 10:00~15:30	○告示のテーマ・III.バスの構造上の特性/XI.安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法/○安全装置DVD視聴/○車内外人身事故等他社ドライバ映像視聴/○貸切バス安全性評価認定制度について/○デジタル活用教育・車間距離警報個人データ表/○日常業務に関する質疑応答/○非常時急ブレーキ訓練

2025年 3月25日(火)	於車庫 14:00~16:00	○告示のマニピュレーション・健康管理の重要性/VIII.運転者の運転適性に応じた安全運転/○異常気象時における対処方法/○バスジャック発生時の対処方法/○春の交通安全運動について/○他社重大事故情報及び安全関連情報/○労働基本法学習(バス運転者改善基準)/○ドライビングシミュレーション活用教育(4件視聴)/○春の火災予防運動について/○日常業務に関する質疑応答/○非常時緊急ブレーキ訓練
-------------------	--------------------	--

② 東京バス協会主催「冬季走行訓練」は中止となつたため参加できませんでした。

(2) 管理者教育・研修実績

●運行管理者は 6/27 東急バス教育センターにて 1名・8/27NASVA 東京にて 1名・10/18 京浜急行バス研修・教育センターにて 1名、それぞれ一般講習の受講を致しました。
整備管理者は 11月5日に龜有にて受講を致しました。

(3) 事故防止運動等

車両にステッカー貼付、乗務員はリボン取付、車庫に垂れ幕・ポスター掲示等一般への周知に努めると共に、事故防止対策安全会議等を通じ更なる安全意識の向上を計りました。

- ① 春の全国交通安全運動 2024年4月6日(土)~15日(月)
- ② 秋の全国交通安全運動 2024年9月21日(土)~30日(月)
- ③ 年末年始輸送安全総点検 2024年12月10日(火)~2025年1月10日(金)

(4) 車両・設備の点検整備・更新実績

- ① 法令に基づく車両点検・整備は完全履行しました。

7-1. 内部監査の実施について

当社では、定期的に安全管理体制の全般について、毎年 3 月に安全統括管理者が指名した者による内部監査を実施しております。

この内部監査は、当該年度における輸送の安全計画の実施状況を確認し、その結果を、安全統括管理者から経営トップに報告しております。

そして、安全管理体制を見直し、その結果を翌年度の計画に活かすことによって、より一層の安全性の向上が図れるよう努めております

7-2. 2024 年度の内部監査結果・意見

- ・実施日 2025年3月19日(水)
- ・実施者 取締役 遠藤知生

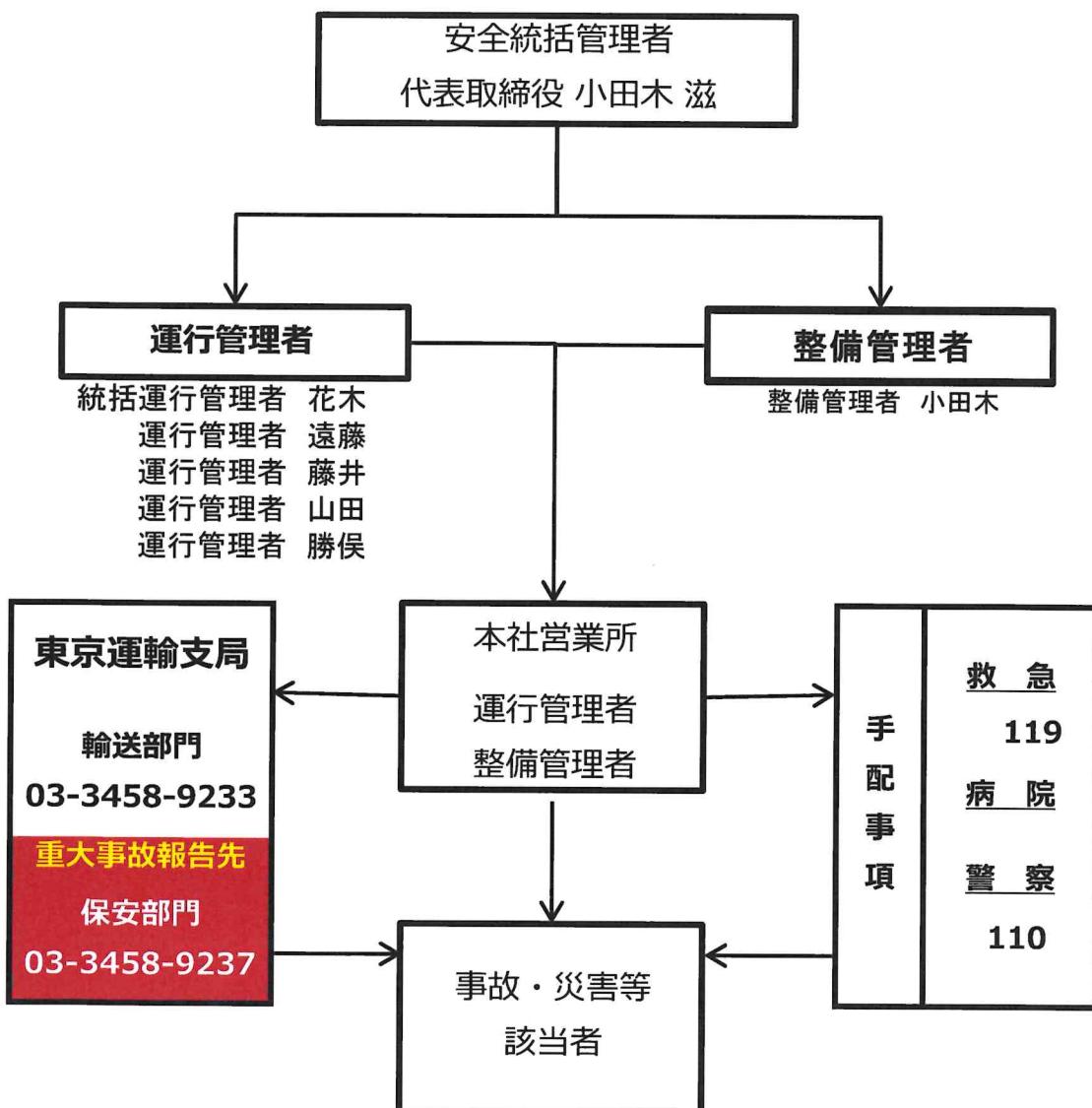
○特に異常は認められませんでした。

8. 安全管理規定（別頁）

9. 安全統括管理者

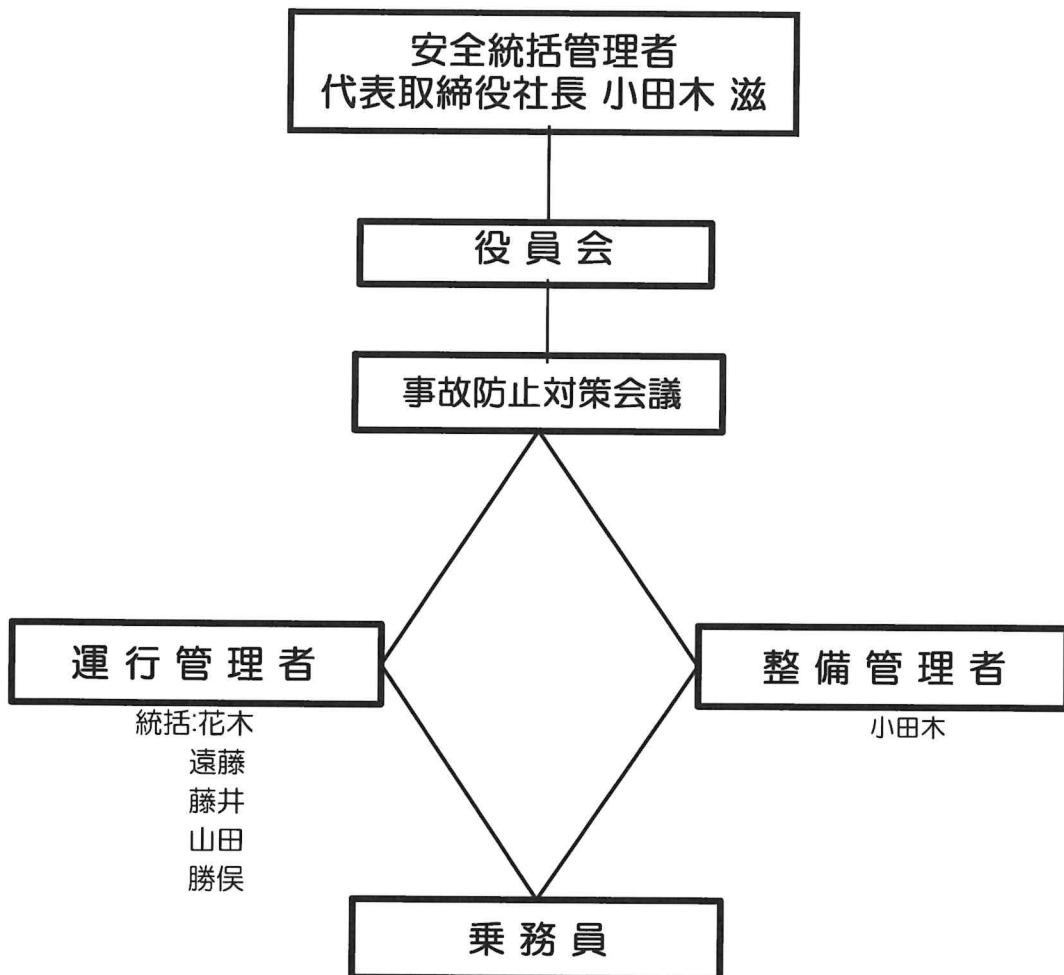
- ・安全統括管理者 小田木 滋（代表取締役）

株式会社バスウェイ 緊急連絡図



2023年7月16日 改訂

株式会社バスウェイ 安全管理組織図



安全管 理 規 程

平成 20 年 4 月 1 日制定

株式会社バスウェイ

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第 22 条の2及び第2項の規定に基づき、株式会社バスウェイ(以下「当社」という。)の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要な意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要な意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 四 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 六 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 七 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 八 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十二条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十三条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十四条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十五条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十五条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十六条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十七条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

第5章 付則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

◎輸送の安全に関する記録の管理等の方法（第一七条関係）

運行管理者は安全管理規程第一七条第2項に定める事項について記録及び保存をする。